

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農業経営課

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則			法令番号	平成26年農林水産省令第15号		
手続名	農地中間管理機構の役員の選任又は解任の認可の申請			根拠条項	第4条		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地中間管理機構は、法第七条第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 選任に係る者の氏名及び略歴又は解任に係る者の氏名 二 選任又は解任の理由 ○ 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添付しなければならない。 						
受付機関	農業経営課	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	標準処理期間 標準経由期間	1週間 —
						目次 No.	